



平成 21 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 エス・バイ・エル株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 松川 敏 夫  
(コード番号 1919 東証大証 1 部)  
問 合 せ 先 管理本部長 新 倉 廣 之  
(T E L . 06-6242-0555)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 28 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 58 回定時株主総会に「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日まで、これを作成して備えおかなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

(2) 上記条文の削除・新設に伴い、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成21年6月26日(金曜日)

定款変更の効力発生日

平成21年6月26日(金曜日)

以 上

(別紙)

(注) 下線部分は変更箇所を示す。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (自己株式の取得)</p> <p>第 8 条 (条文省略) (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p><u>2 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 13 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 (現行どおり) (単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 (第 2 項 削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 12 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除するものとする。</p>

以 上